

あしたもみんながまっている!

令和2年11月9日 NO. 6

放課後学習サポートが始まりました!

5・6年生を対象に希望を募ったところ、5年生19名、6年生24名(10月28日時点)が参加して、今年度の放課後学習サポートがようやく始まりました。

この取組もコミュニティ・スクール事業の1つで、市教委指導室と地域の学習ボランティアの皆様へ支援していただいている学習会(補充・発展学習)です。

市教委が学校の進度に合わせて作成した算数プリント(鬼っ子チャレンジ)を、子どもたちが自分のペースで進めていきます。学習ボランティアの皆様には採点していただいたり、分からない問題の解き方を教えていただいたり…、すっかりお世話になっています。地域の皆様とのかかわりの中で、5年生も、6年生も張り切ってプリントの問題に向かっていました。

※参加申し込みは今からでもできますので、「放サポに参加したい」と担任までお知らせください。



ボランティアはマスクとフェイスシールドを付けています



プリントが終わったら〇×を付けていただいたり…



分からないときは分かるまで教えていただいたり…



「みんな立派でした」と、ほめていただきました。

学習ボランティアの皆様を紹介いたします! (※市教委指導室)

柴田 秀秋様	北村 宏志様	山道 祐二様	片岡 光子様	今井 洋志様	熊谷 泰伸様
山本 公様	工藤 俊一様	村田 満久様	松島 綾子様	山崎さと子様	中村 道子様
皆川 夏樹様	舘脇香奈子様	岡田さおり様	佐藤 文子様	※小澤範男様	※安宅錦也様

秋のキウシトをたっぷりと体感しました!



3年生のキウシト学習です。10月27日(火)湿原に出かけた3年生は、秋の湿原をたっぷりと体感しながら、たくさんの学びをいただいて帰ってきました。「地域」を学びの場に「地域」から学ぶキウシト学習は、探究的な活動を実現する重要な学習として、総合的な学習の時間に位置付けています。ご指導いただいた関係の皆様、ありがとうございました。

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめとは？	一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
	心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含む）
	行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



○いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の役割や活動

富岸小学校 いじめ防止基本方針 の基本理念	いじめが行われることなく、全ての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止と早期発見、早期解消、更にいじめが疑われ場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。
富岸小学校 いじめ対策組織 の役割や活動	(1)いじめ防止を実効的に行うため「 いじめ対策委員会 」を設置する 【活動】調査、教育相談、いじめ事案の対応、いじめに係る児童理解に関する協議検討 (2)いじめ防止を多角的な視点から実行するため「 地域いじめ対策委員会 」を設置する 【活動】調査、教育相談、いじめ事案の対応、児童理解に関する承認・報告・検討

3 富岸小学校「いじめ防止基本方針」にあるいじめ防止の取組

- (1) いじめ防止調査と分析 いじめ調査、「しない、させない、許さない」日常的な指導
- (2) 校内におけるいじめ未然防止 児童観察と児童理解、道徳科、学級指導、児童会活動
- (3) 連携によるいじめの未然防止 「未然防止、早期発見、早期解消」の共有、家庭、地域、関係機関との連携
- (4) いじめの早期発見 各種いじめ調査、教育相談、日常的な児童観察、児童理解、教職員間の連携
- (5) インターネットいじめの防止 スマホ調査、ケータイスマホ安全教室の実施、情報モラル教育
- (6) いじめ防止に対する教職員研修 いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、対応等に係る研修

4 いじめ相談窓口

相談窓口	電話番号・メールアドレス
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56（毎日24時間）
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030 平日9～17時（祝日・年末年始除く）
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp
胆振教育局教育相談電話（電話）	0143-22-6594
登別市教育委員会（メール）	tsunagu@city.noboribetsu.lg.jp